

特定限定許可に係る運用状況検討委員会の設置について

1. 趣旨

- 地方港における港湾労働者不足が深刻化する中で、事業者同士の協業を弾力化する制度を求める声を受け、港湾運送事業法施行規則を改正し協業を行う場合の許可基準を弾力化することとしているが、これに伴い、体力のある大手事業者が地方港に参入し、体力のない中小事業者が淘汰されるとの懸念が示されているところ。
- このため、制度導入後1年を目途に、特定限定許可の施行状況や課題を関係者に共有し、必要に応じ対策を検討する場を設けることとする。

2. メンバー

- 主 催：国土交通省港湾局港湾経済課
- 委 員：港湾労働組合（全国港湾（全港湾、日港労連）、港運同盟）
日本港運協会
各地方運輸局海事振興部担当課
- オブザーバー：厚生労働省職業安定局建設・港湾対策室

3. 開催スケジュール

- 第1回目は、施行規則の施行後1年を目途（2024年4月）
- 第2回目以降は、概ね年1回を目途

4. 議題

- 特定限定許可の各地域での施行状況・運用状況（報告）
- 港湾労働組合、日本港運協会、地方運輸局が把握している特定限定許可に係る課題について（共有・報告）
※現場で働く方々のご意見、労働者不足対策として機能しているか、円滑な荷役体制や労働安全衛生確保の観点等
- 上記の課題解決の方向性や制度の運用の工夫について（意見交換）

※独占禁止法や国家公務員法（守秘義務）等の各種法令に抵触しないよう厳に留意する